



ロシアにおける「国民」形成と「言語権」保障

竹内, 大樹

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2024-03-25

(Date of Publication)

2026-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8815号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100490040>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士学位論文

ロシアにおける「国民」形成と「言語権」保障

神戸大学大学院法学研究科

専攻：法学政治学専攻

指導教員：井上 典之 教授

学籍番号：179j002j

名前：竹内 大樹

提出年月日：2024 年 1 月 9 日

要旨

本学位論文では、ポスト・ソヴィエト期のロシアによる国家建設の実相を明らかにするべく、自立化が進んだペレストロイカ期以降、国民統合原則として「多民族からなる人民」「諸民族の同権」を標榜してきたロシアがどのように「国民」形成を行ってきたのか分析する。

1991 年ソ連解体を経て、ロシアは主権国家としての新たなナショナル・アイデンティティの確立という大きな試練に直面することになった。第一は、「誰をロシア国民とするか？」という「国民の形式的要件」である。ペレストロイカ期以降「民族化(nationalizing)」しつつあった民族共和国では、当時、現地に残留することを決めたソ連時代の移住者の処遇が問題となっていた。特に、ソ連時代に多くの移住者を受け入れてきたエストニアとラトヴィアは、ソ連解体に先行して 1991 年に相次いで独立回復を達成した後、彼らに対して自動的に国籍を与えなかったため、多くの「無国籍者」を生んだ。このような状況を踏まえて、ロシア国内では、「在外同胞(соотечественники за рубежом)の保護」を訴える声が高まっていた。その一方で、「在外同胞」の定義は、後述するように 1999 年に至るまで明確ではなかった。

第二は、「どのようにロシア国民を統合するか？」という「国民の実質的要件」である。ロシアは国民の多民族性はさることながら、領土内に「州」「地方」などの民族的ファクターと関係がない領土体に加えて、「共和国」「自治州」「自治管区」などの主要な非ロシア系諸民族名称を冠した民族自治地域を包含している。1988 年 11 月 16 日の「エストニア共和国主権宣言」を皮切りに、ペレストロイカ期には、共和国法のソ連法に対する優位を謳った「主権宣言」がそれぞれのソ連構成共和国から出された。ロシアも 1990 年 6 月 12 日に「主権宣言」を行ったが、他のソ連構成諸国とは異なり抽象的に「諸民族の自決権」を宣言するに留まり、主権の担い手も「多民族からなる人民」と定めていた。すなわち、ロシアの主権宣言では、ロシア内部に存在する様々な非ロシア系自治共和国や自治州の離反を阻止するべく、「国内で圧倒的多数を占めるロシア民族の自決権」というロジックはあえて採用されなかった。その一方で、「主権宣言」はロシア内部の非ロシア系自治共和国や自治州にまで飛び火し、そこでは、それらの法が連邦法に優位することが謳われていた。さらに、チェチェン・イングーシ共和国とタタルスタン共和国は、ロシア連邦指導部に対してあからさまな離反傾向を示すようになり、特に前者は分離独立を声高に主張するなど、急進化していた。

このように、ソ連解体後のロシアの課題は、「近い外国(ближнее зарубежье)」で高まる「民族主義化するナショナリズム」からの「在外同胞」の保護を念頭に置きながら、「国民」の範囲を確定する一方で、多民族からなる「国民」を統合しうる理念を構築することであった。

本学位論文では、まず、ポスト・ソヴィエト期のロシアの「国民の形式的要件」と「国民の実質的要件」がどのように変容してきたのか検討する。前者は、「国外の旧ソ連国民およびその子孫のうち、誰を『ロシア国民』とするか？」という問題である。ここでは、ソ連の法的継承国家であるロシアが、ロシアの外に居住する旧ソ連国民とその子孫のうち、いかなる属性を有する者を「在外同胞」と定義し、国籍付与に当たり優遇すべき潜在的な「国民」

とみなしてきたのか明らかにする。後者は、「国内の多民族からなる『国民』を結びつける要素は何か？」という問題である。ここでは、「国民＝多民族からなる人民」を統合する国民統合原理の変容を分析する。その上で、ロシアがどのように国内の非ロシア系諸民族を包摂しようとしてきたのか明らかにするべく、彼らに対する「言語権」保障の変容を検討する。

ポスト・ソヴィエト期のロシアの国家建設に関する先行研究では、上記三要素は個別に分析される傾向にある。民族・言語政策に関する個別の立法過程に注目するだけでは不十分で、立法同士の間相互関係にも注意を払う必要がある。国家語の地位向上を狙った言語法が制定され、言語選択権の保障が縮小した場合、それは一見すると言語的少数者の権利―「言語権」―の不当な侵害のように映る。しかし、第1章で触れるように、文化的に中立な国家はあり得ず、さらに言語が民主主義プロセスで重要な役割を果たしている点を考慮すると、国家が言語的少数者の差異を尊重しつつ平等な「国民」として主流社会に「統合」する過程で、彼らに対する言語選択権の保障が縮小した場合、それは不合理な差別だとは言えないだろう。

本学位論文は、序章を含む8章から構成される。第1章では、本研究での重要概念「国民」「言語権」に関する先行研究を概観した上で、文化的に中立な国家が存在し得ない以上、「言語権」保障の変容は、「国民」概念の変容と関連づけて論じる必要があることを示す。

第2章では、第一に、ポスト・ソヴィエト期のロシアにおける「国民」概念と「言語権」保障に関して分析を行う前提となる歴史的背景について叙述する。そして、第二に、上記の研究課題に関する先行研究を分析し、本学位論文で明らかにすべき課題について検討する。

第3章では、ロシアの「国民の形式的要件」の変容を明らかにする。この章では、国籍法と在外同胞支援法で念頭に置かれる「国民」と「在外同胞」概念の変容を分析する。これにより、30年間でロシアの「国民」概念の外縁が大きく変容しており、近年は「言語」と「民族」というメルクマールに基づいて、既存の国境から大きく逸脱する傾向にあることを示す。

第4章では、ロシアの「国民の実質的要件」の変容を明らかにする。この章では、ロシア国内における国民統合過程に焦点を当て、ロシアの国民統合理念の変容について分析する。これにより、近年はロシア国内においてもロシア民族とロシア民族文化の統合的役割が強調される傾向にあり、2020年7月連邦憲法修正を経て、「国民」概念に関する憲法原則である「多民族からなる人民」と「諸民族の同権」の意味内容が大きく変化したことを示す。

第5章と第6章では、ロシアにおける「言語権」保障の変容を明らかにする。これらの章では、個人の言語選択権を定める連邦憲法26条2項および共和国の独自の国家語制定権を定める連邦憲法68条2項の解釈の変容を明らかにするべく、言語関連立法の制定、改正過程に加えて、言語使用が争点となった判例を分析する。これにより、ロシアは近年、国内の非ロシア系諸民族の「統合」よりはむしろ「同化」に向けて歩みを進めていることを示す。

終章では、ソ連解体後のロシアにおける「国民」形成と「言語権」保障に関して、総合的に考察する。その上で、本学位論文で扱わなかった、ロシア語系住民を多く抱える旧ソ連諸国―ラトヴィア、ウクライナ―における「国民」形成と「言語権」保障についても触れる。